

木材産業等高度化推進資金（拡充）

【平成19年度概算決定額 既存の全体融資枠（1,268億円）で対応】

事業のポイント

木材の生産及び流通の合理化を促進し、木材供給の円滑化等を図るために必要な低利の運転資金等の貸付けを行います。

（木材産業等高度化推進資金制度の概要）

- ・ 木材産業等高度化推進資金は、森林組合、事業者、森林所有者等に対し、運転資金等の低利融資を行う制度資金。
- ・ 低利融資の資金内容は、①立木・素材・木材製品の購入代金、輸送費、②木材加工を行うのに必要な作業労賃、③造林のための費用等。

政策目標

伐採後の造林の円滑な実施と森林施業の集約化による素材生産の効率化を進め、「効率的かつ安定的な林業経営」を担い得る者による事業量が6～7割程度を占める林業構造を実現。

<内容>

低利融資の資金内容に、以下のメニューを追加。

1. 資源循環推進資金

森林組合等との協定等に基づき、素材生産業者が伐採・造林を一連の施業として実施する場合の当該施業に必要な低利の運転資金を新たに融通します。

2. 林業経営高度化推進資金

森林所有者に施業の働きかけを行い、集約化に取り組もうとする森林組合等が丸太生産を素材生産業者に委託するのに必要となる低利の運転資金を新たに融通します。

【既存の全体融資枠(1,268億円)で対応】

<事業実施主体>

独立行政法人 農林漁業信用基金

[担当課：林野庁企画課]